

議案第25号 成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて（概要）

令和5年度地方税制改正に伴う一部改正の概要

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和6年1月1日】

○森林環境税の導入に伴う個人住民税の改正

（成田市税賦課徴収条例第34条の9、第38条、第39条の2、第41条、  
第45条、第45条の2及び第45条の6関係）

令和6年度に森林環境税の課税が開始されることに伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等について規定するもの

※令和6年度以後の個人住民税について適用

森林環境税の導入に伴う個人住民税均等割額への影響について

～平成25年度	平成26年度～令和5年度	令和6年度～
4,000円	5,000円	5,000円
県民税（均等割） 1,000円	県民税（均等割） 1,500円	森林環境税 1,000円
市民税（均等割） 3,000円	市民税（均等割） 3,500円	県民税（均等割） 1,000円
		市民税（均等割） 3,000円

東日本大震災の復興に係る均等割の引き上げ  
H26～R5の10年間

森林環境税の導入  
R6～

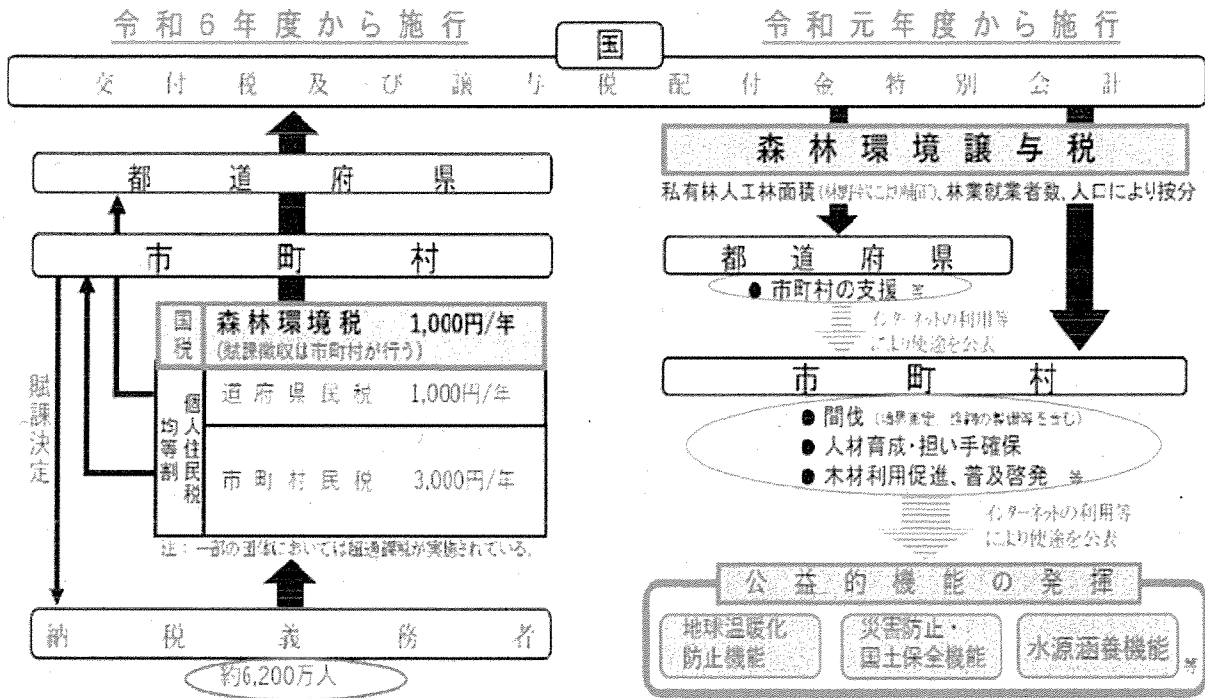
※東日本大震災の復興に係る均等割の引き上げ措置は、平成23年12月2日に公布・施行された「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による。

※森林環境税は、令和元年度（平成31年度）税制改正により導入が決定された。

※県民税の賦課徴収は、住所地の市町村が市町村民税と併せて行うこととなっている（地方税法第41条）。

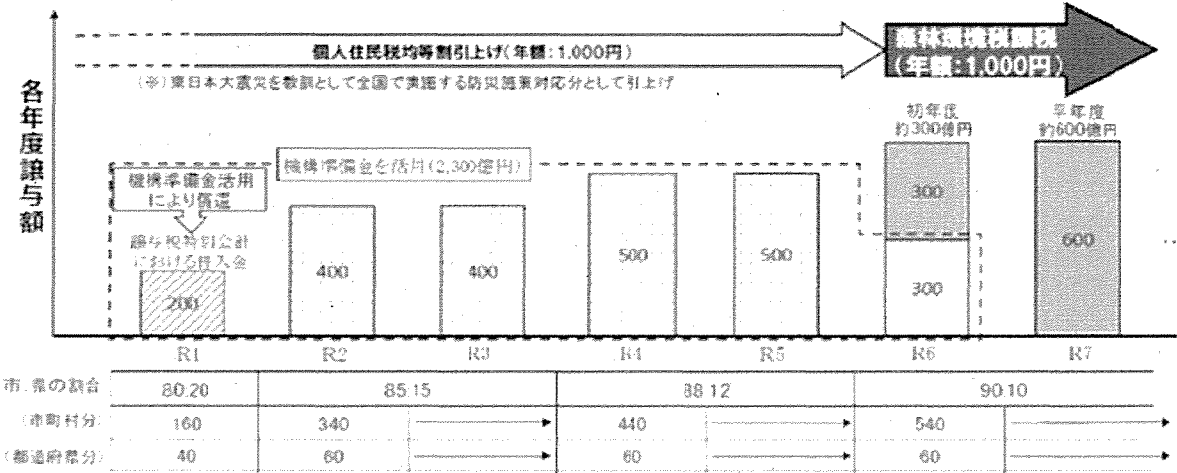
※森林環境税の賦課徴収は、住所地の市町村が市町村民税及び都道府県民税の均等割と併せて行うこととなっている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条）。

# 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



## 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
 (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大まか想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



**【譲与基準】**

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (令51の(2)の林野率による算出)	<table border="1"> <tr> <th>林野率</th> <th>修正の方法</th> </tr> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上、85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </table>	林野率	修正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上、85%未満の市町村	1.3倍に割増し
林野率	修正の方法							
85%以上の市町村	1.5倍に割増し							
75%以上、85%未満の市町村	1.3倍に割増し							
	20% : 林業就業者数							
都道府県分	30% : 人口							
	市町村と同じ基準							

【施行日：令和7年1月1日】

○扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る措置

(成田市税賦課徴収条例第36条の3の2関係)

給与所得者の扶養親族等申告書について、当該扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるものとするもの

※令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用

■軽自動車税に関するもの

【施行日：令和5年7月1日】

○特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う所要の措置

(成田市税賦課徴収条例第72条関係)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)※に係る税率を2,000円とするもの

※原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義

【施行日：令和6年1月1日】

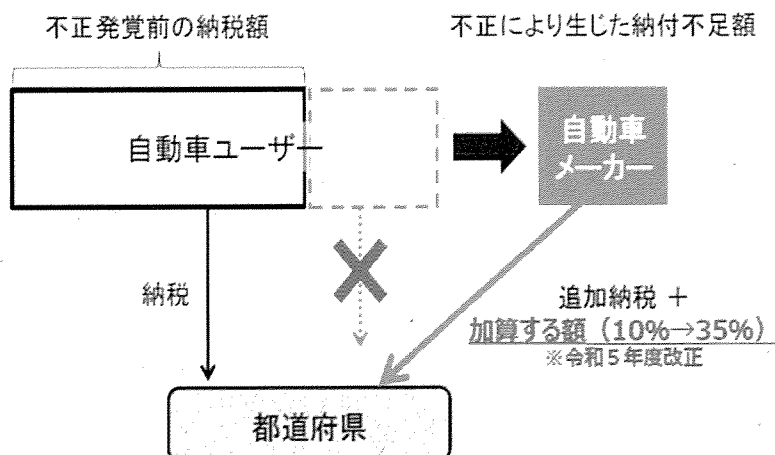
○自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化

(成田市税賦課徴収条例附則第15条の3及び第16条の2関係)

自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額が発生した場合における、当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税環境性能割及び種別割の額について、当該納付不足額に35%(現行:10%)を乗じて計算した金額を加算した金額とするもの

賦課徴収の特例制度

※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



## ■固定資産税に関するもの

【施行日：公布の日】

### ○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の追加

（成田市税賦課徴収条例附則第10条の2及び第10条の3）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した場合に当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額の減額割合を参酌基準の割合（3分の1）で規定するとともに、地方税法の改正に伴う条文の規定の整備を行うもの

#### 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）

##### 特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額※する。

##### 【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
  - ・都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
  - ・都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

※ 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限